

## 郡山市営住宅家賃等の遅延損害金に関する減免実施要領

令和2年4月1日施行

[建設部住宅政策課]

(趣旨)

第1条 この要領は、郡山市債権管理条例（平成30年郡山市条例第60号。）第8条第1項に規定する遅延損害金の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

(1) 収入 郡山市営住宅条例（平成9年郡山市条例第31号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する収入をいう。

(遅延損害金の減免)

第3条 郡山市債権管理条例第8条第1項のやむを得ない事由は、次に掲げる場合とする。

(1) 入居者で生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けているもの、又はこれに準じると認められるとき。

(2) 入居者が疾病にかかり長期にわたり療養する必要が生じるとき。

(3) 入居者で天災等により著しく資力を喪失したと認められるとき。

(4) 入居者で収入が条例第6条第1項第3号に掲げる金額を超えないもの。

(5) 市営住宅を明渡し又は、自主返還等をしたもので、前項に規定する収入と同等であるとき。

(6) その他市長が前各号に準ずる特別な事情があると認めるとき。

2 前項各号に該当する者の減免については全て免除するものとする。

(減免の申請)

第4条 遅延損害金の減免を受けようとする者は、市営住宅家賃等遅延損害金減免申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

この場合において、前条第1項第1号から第3号及び第5号に該当する者は、別表に定める書類を添付するものとする。

(減免の決定)

第5条 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、これを審査し、減免の可否を決定したときは、市営住宅家賃等遅延損害金減免承認

(不承認)通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(減免の取消)

第6条 市長は、減免を受けた者が第4条に規定する申請書類に事実と異なる虚偽の記載をし、その他不正行為により減免をうけたときには、減免を取り消すものとする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

減 免 区 分	必要とする書類
第3条第1項第1号	郡山市営住宅条例施行規則（平成10年条例第1号。以下「規則」という。）第2条第2項第1号ウに掲げる書類
第3条第1項第2号	疾病について、関係機関が発行するその事実を証する書類
第3条第1項第3号	災害について、関係機関が発行するその事実を証する書類
第3条第1項第5号	収入を算定するのに必要とする書類 ここでいうところの必要とする書類については規則第2条第2項各号のうち収入の算定に必要とされるものに準ずるものとする。

様式第1号（第4条関係）

市営住宅家賃等遅延損害金減免申請書	
年 月 日	
郡山市長	
住 所	
氏 名	
電話番号	
次のとおり遅延損害金の減免を申請します。	
納 付 者	住 所
	氏 名
減免申請額	円 内容は別紙のとおり
減 免 理 由	<div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div>

備考 減免を受けようとする理由を証明する書類を添付すること。

様式第2号（第5条関係）

市営住宅家賃等遅延損害金減免承認（不承認）通知書

年 月 日

様

郡山市長

印

年 月 日付けで申請のあった市営住宅家賃等遅延損害金減免申請書については、下記のとおり承認します（下記の理由により承認することができません）。

記

（承認の場合）

減免額	減免前の額	減免の額	減免後の額
	円	円	円
内訳は別紙のとおり			
備考			

（不承認の場合）

不承認の理由